

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

扶養親族の死亡

Q：今年の3月に母が亡くなりました。母は私の扶養家族になっていたのですが、今年の年末調整でも扶養親族としてよいのでしょうか。

A：死亡の時に扶養親族に該当していれば、12月31日に生存していなくても、扶養親族とされます。

【解説】

居住者の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年12月31日（居住者が年の中途中で死亡した場合には死亡の時）の現況によりますが、その判定に係る親族が、その年の12月31日までの間に死亡している場合には、その者の死亡の時の現況によることになっています。

ご質問の場合、亡くなったお母さんについては、その死亡の時点で扶養親族に該当していれば、今年の扶養親族として控除を受けることができます。

扶養親族とは、次の要件のすべてを満たしているものをいいます。

- (1)配偶者以外の親族であること
- (2)生計を一にしていること
- (3)年間所得金額が38万円以下であること
- (4)青色事業専従者、事業専従者でないこと

なお、3月に亡くなられても、扶養控除はその年の全額を所得から差し引くことができます。

